

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年(2026年)3月

函館市 
HAKODATE

はじめに

「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年(2012年)法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、*感染症危機が発生した場合に、市民の生命および健康を保護し、市民生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定した計画です。

市では、これまでも、特措法第6条に基づき国において策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）や、道が策定した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）に基づき、平成26年(2014年)4月に市行動計画を全面改定する等、*新型インフルエンザ等に関する取組を進めてきました。

令和2年(2020年)1月28日に北海道内で初めて新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以来、北海道は他の地域に先行して感染が拡大し、同年2月22日には、市内で初めての新型コロナの感染者が確認されたことで、市民の生命および健康が脅かされ、市民生活および社会経済活動は大きく影響を受けることとなりました。

今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年(2024年)7月に政府行動計画の抜本的な改定を行いました。市は、この政府行動計画を踏まえることはもとより、令和6年(2024年)3月に策定した「函館市感染症予防計画」（以下「*予防計画」という。）や、令和6年(2024年)7月に策定した「市立函館保健所*健康危機対処計画（感染症編）」（以下「対処計画（感染症編）」という。）との整合性を図りつつ、関係機関・団体はもとより、幅広い分野の有識者から意見を伺いながら、市行動計画の改定を行いました。

今後は、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、今般策定した市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、*有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。